

## 『日本版DMOづくりに乗り出す 候補法人の登録制度—観光庁』

観光を起爆剤に地域の「稼ぐ力」を引き出すには「観光地経営」の視点に立った舵取り役が必要だが日本では行政、観光業者、地域住民らの立場が分断されており、その種の舵取り役がないのが現状。そこで観光庁は、欧米で行われているDMO(Destination Management / Marketing Organization)と呼ばれる地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光のプラットフォーム組織の日本版設立に乗り出す。

観光庁は日本版DMOの候補となり得る法人「日本版DMO候補法人」を登録する制度を創設する。同庁は▽地域の取り組み目標となる登録要件を提示することにより、日本版DMOの形成・確立を促進する▽関係省庁が日本版DMOの形成・確立を目指す地域の情報を共有することにより、支援を重点化させる▽日本版DMO候補法人の間の適切な連携を促すことで、各法人間の役割分担がなされ、効果的な観光地域づくりなどを実現する—としている。登録には、立候補する法人が日本版DMOの形成・確立計画を作成し、地方公共団体と連名で提出することが必要。観光庁がその計画を審査し登録する。登録を受けた法人は少なくとも年に1回、取り組みに関する自己評価を実施するなど求められる。



## 『相続税申告書誤りやすい事例集 14事例で解説—国税庁』

国税庁は先般、「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」を公表した。記入方法の正誤を対比させながら分かりやすく解説したもの。主な事例項目は以下の通り。

○第1表・第4表:事例1「被相続人の兄弟姉妹が相続した場合(2割加算)」事例3「被相続人の孫が相続した場合(同)」○第2表:事例4「被相続人と養子縁組を行った孫がいる場合(基礎控除)」○第9表・第11表:事例5「生命保険金とともに払戻しを受ける前納保険料(みなし相続財産)」○第11表:事例6「被相続人以外の名義の財産(預貯金)」事例7「所得税の準確定申告書を提出し、還付金を受領している場合」事例8「支給されていなかった年金を受け取った場合」事例10「保険事故が発生していない生命保険契約(みなし相続財産)」○第13表:事例11「お墓の購入費用に係る借入金」事例12「未納の固定資産税・住民税」事例13「団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローン」○第14表:事例14「被相続人が亡くなる前3年以内の贈与財産」。

国税庁は別に、「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」の相続税申告書の記載例、また、「相続税の申告のためのチェックシート(平成27年分以降用)」も掲載、併せた利用を勧めている。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます